

# 登録内容の変更について

---

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを行う。

登録を変更した事項の有効期限は、「貿易登録」と同じであり、変更した日から2年ではない。  
変更項目に応じて以下の書類の提出を求める。

## 1. 和文会社名

- 貿易関係証明申請者等の業態内容変更届（新しい社印または代表者印を押す）
- 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3ヵ月以内に発行された原本）
- 印鑑証明書（3ヵ月以内に発行された原本）

## 2. 英文会社名

- 貿易関係証明申請者等の業態内容変更届

## 3. 代表者名

- 貿易関係証明申請者等の業態内容変更届
- 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3ヵ月以内に発行された原本）

## 4. 登記上所在地

- 貿易関係証明申請者等の業態内容変更届
- 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3ヵ月以内に発行された原本）

## 5. 現住所（住所・電話番号・FAX番号）

- 貿易関係証明申請者等の業態内容変更届

〈個人事業主の場合の住所等の変更〉

- 貿易関係証明申請者等の業態内容変更届
- 住民票（3ヵ月以内に発行された原本）
- 印鑑証明書（3ヵ月以内に発行された原本）

## 6. 社印

- 貿易関係証明申請者等の業態内容変更届（新旧の社印を押す）

## 7. 代表者印

- 貿易関係証明申請者等の業態内容変更届（新旧の社員を押す）
- 印鑑証明書（3ヵ月以内に発行された原本）

## 8. 署名（サイン）の変更、ならびに署名者（サイナー）の追加登録

- 貿易関係証明申請者の署名変更届